

2021 年度 自己点検・評価報告書

法学研究科評価分科会

2022 年 3 月

基準 1 理念・目的

- ・ 学部・研究科の目的を適切に設定しているか。
- ・ 学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

【1】2020 年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項

中長期の具体的な目的・目標設定が難しい。社会における法学研究・政治学研究に対するニーズがどのような変化をしていくのかという予測が困難であるが、その新たなニーズに対応する法学教育・政治学教育の目的・目標設定をしなければならないと痛感している。入学者数・収容定員数を確保するためには、その必要性は高く、社会に対して、法学研究科の目的を明示し、公表しなければならない。

【2】2021 年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）

各大学の中長期的な目的や目標設定について、調査し検討している。

【3】2021 年度の方針の点検・評価と 2022 年度以降の方針

2022 年度がカリキュラムの改訂時期に合わせて調査検討を更に加えていきたい。

基準 4 教育課程・学習成果

- ・ 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。
- ・ 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
- ・ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。
- ・ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。
- ・ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。
- ・ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。
- ・ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【1】2020 年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項

教育課程の編成・実施方針の変更を通して、学生にとって魅力的な教育課程・カリキュラムを構築することは、抜本的な改革が必要な場合があるので、なかなか困難である。

また、法科大学院が創設されてから、法学研究科に入学して、研究者教員を目指す学生が減少した。この流れは現在でも継続しており、今後、法科大学院を修了した学生で研究者教員を目指す学生や弁護士になってその後研究者教員を目指す学生が増えることを期待している。

【2】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）

学生に魅力的なカリキュラム編成やその改善は、常に、念頭において変革をしていかなければならぬ。カリキュラム検討委員会において、学生にとって魅力的なカリキュラム編成とはどのような内容にすべきか、学生の意見も交え検討をしている。2022年度のカリキュラム改訂の準備として、2021年度の調査研究を充実させたい。

【3】2021年度の取組みの点検・評価と2022年度以降の方針

法学研究科において、設置科目の充実を期するためには、非常勤講師を大学に認めてもらうため、大学と粘り強く折衝していくことが求められる。2022年度以降においては、この折衝を通して具体化できることを目指したい。

基準5 学生の受け入れ

- ・ 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。
- ・ 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。
- ・ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。
- ・ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【1】2020年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項

博士前期課程（修士課程）の入学者受け入れに関しては上記のような努力は行っているものの入学定員を常に満たしているとは言えない状況である。そのような意味からは今後も広報活動など何らかの積極的対策を考える必要がある。

また、入学定員充足率及び収容定員充足率が、博士前期課程では、40%～50%となっており、受験生を増加させる方策を検討すべきである。博士後期課程は、この5年間は受験者がいなかった。博士後期課程に受験生増加のてこ入れをすべきである。

【2】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）

博士後期課程の入学者の増員について、2020年度入学者2名（商法専攻1名・政治学専攻1名）があり、2021年度入学者2名（行政法専攻1名・民事訴訟法専攻1名）で増員が達成できた。これに対し、博士前期課程の入学者が2020年度6名、2021年度入学者1名と減少してしまい、新たな課題になっている。

そこで、大学院の広報活動や入学勧奨について地道な活動が必要であることを痛感している。

【3】2021年度の方針の点検・評価と2022年度以降の方針

2022年度の博士前期課程（修士課程）の入学者は、4名（税法2名、国際法2名）の予定である。博士後期課程の入学者は0である。大学院の受験者数・入学者を増加させるため、法学部の学生及びゼミ担当教員に対し、法学研究科のアピールをより強めることが必要である。

基準6 教員・教員組織

- ・ 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。
- ・ 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。
- ・ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。
- ・ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。
- ・ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【1】2020年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項

法学研究科という大学院教育では、博士前期課程及び博士後期課程の担当教員の年齢バランスが多少高めになることは否めないが、21名中、64歳以上の教員が9名で、約43%になっているが、担当教員の高齢化による年齢バランスを調整する必要がある。時代に即応した新たな研究テーマを修士論文や博士論文のテーマに設定できることは、若手研究者の存在があって達成できることである。

また、博士後期課程を継続するための教員数の法定要件は、10名であるが、2020年度春学期において、1名の担当教員が急逝したため、1名の欠員が生じてしまった。つぎの秋学期にその補充人事を行ったが、このような事態に対処するために、博士号を保有していて博士後期課程を担当できる教員の今後の人事計画を立てておくことが望ましい。

さらに、法学研究科博士前期課程では、税理士志望・外交官志望の学生が、毎年一定数いるため、税法科目や国際法科目を充実させることが学生のニーズに応えることになる。非常勤講師の担当者の採用を検討すべきである。

【2】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）

博士後期課程の担当教員1名が急逝したため、法定要件を下回ることになり、補充人事が必要になった。急逝した教員の専攻が憲法であったので、憲法で博士号を取得している教員と行政法（環境法）の教員を博士後期課程の担当に承認してもらうための手続を行い実現した。また、2024年度には、博士後期課程の担当者が4名退職を予定しているため、そのときに備えて、博士号取得者の法学部及び法科大学院の教員が、法学部2名、法科大学院2名がいるので、とりあえず博士前期課程の担当者になってもらうことを来年度は実現したい。

法学研究科の非常勤教員の採用は、創価大学の地理的な問題や財政上の問題があり、なかなか採用に漕ぎつけることができないでいるが、うまずたゆまず推進していきたい。

【3】2021年度の取組みの点検・評価と2022年度以降の方針

教員組織の編成方針について、本学の建学の精神に基づく内容になっているか、再度教員体制を見直す必要があり、その見直しに基づいて、あるべき教員像を明確にしていくことが必要である。2022年度以降については、この見直し点検作業を充実させるべきである。

基準7 学生支援

- ・ 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。
- ・ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

【1】2020年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項

法学研究科の博士前期課程及び博士後期課程の学生に対する給付奨学金の充実が検討課題になっている。

また、研究活動に必要かつ重要な研究文献を優先的に図書館に購入してもらえる制度を設けることを検討している。

【2】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）

給付奨学金の充実は、大学院生にとって重要な経済的支援になってくるので、その実現に向けて更に努力していきたい。

また、研究文献の購入制度については、7月16日に実施した法学研究科大学院生懇談会において、

学生から意見が出され、指導教授が図書館に働きかけを行ったとのこと。このような制度を一般化できないか、検討や依頼をしていきたい。

【3】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）

中央図書館のデータベースのID・PWを学生に付与することは長年の検討事項になってきたが、中央図書館の予算の関係で、なかなか実現できなかった。しかし、博士後期課程の学生に対してはひとりであげざるを得ないであろう。学生が希望する文献の購入図書予算について、大学院生のための予算化をお願いしてきたが、こちらも未だ実現できなかった。

大学院生に対する給付奨学金の充実の課題については、牧口教育記念財団の奨学金が設けられたことは、前進と思えるが、先進的な取り組みをしている他大学の大学院生に対する大学による奨学金の授与の状況を見てみると、本学はかなり後塵を拝していると思われる。本学においても、継続的に給付奨学金の充実に向けて調査研究をしていくべきである。

基準9 社会連携・社会貢献

- ・ 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

【1】2020年度の自己点検・評価および外部評価で課題となった事項

法学研究科の教員が海外に発信できる論文や著書を執筆する機会をさらに拡充するために、本学の学術交流大学等との共同研究あるいは各教員の国際ネットワークによる共同執筆などを展開していくことが求められる。

また、地域貢献の一環として、大学院の学生や教員が、地域の問題や課題について、地域社会と共同して、その解決に向けて取り組み事は望ましいことではあるが、法学研究科においては、社会連携や社会貢献に向けた活動は推進していない。

【2】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）

特になし。

【3】2021年度の方針・改善計画（および中期的な改善計画）

社会連携や社会貢献を実施するような大学院の在り方について、検討を開始したい。

